

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成 30 年 5 月 15 日

世田谷区

1 業務概要

(1) 契約予定件名

次大夫堀公園民家園再整備工事に伴う基本構想（素案）策定支援業務委託

(2) 目的

現在、民家園では伝統的な生活文化を体験できる事業に取り組んでおり、民家園が実施する年中行事や民間暦のほかにも、様々な民家園ボランティアによるかつての生活文化や伝統技術の再現に取り組んでいる。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、区内を訪れる外国人を対象に、広く世田谷の魅力を発信していくことが求められている。

さらに、平成 30 年度以降に、次大夫堀公園民家園用地の拡張が予定されている。

こうした点を踏まえ、民家園での体験事業の一層の充実を図るとともに、次大夫堀公園民家園の施設の再整備を検討するために、基本構想を策定することとなった。

本業務委託は、これまでの区の検討内容をもとに、次大夫堀公園民家園再整備基本構想（素案）を作成することを目的とする。

(3) 業務内容

①次大夫堀公園民家園の現状把握

ア 次大夫堀公園民家園の現状調査・整理

(ア) 施設（付属屋、付帯施設等含む）の現状調査、整理

(イ) 利活用状況の調査、整理 ※主に区が実施。

イ 園周辺の歴史的文化要素の現状把握

(ア) 園周辺の歴史的景観、遺構、施設等の現状調査、整理

(イ) 利活用状況の整理、調査

ウ 他類似施設の現状調査、整理（視察含）

(ア) 施設（付属屋、付帯施設等含む）の現状調査、整理

(イ) 利活用状況の調査、整理

エ 現状の課題、問題点の抽出 ※主に区が実施。

②基本構想の作成

ア 条件整理

(ア) 法令上の諸条件の整理

(イ) 管理運営上の諸条件の整理 ※主に区が実施。

(ウ) 活用上の諸条件の整理

イ 基本構想方針の策定 ※主に区が実施する。

ウ 基本構想案の検討 ※主に区が実施する。

エ 基本構想図の作成

③事業計画工程等の検討

④概算工事費の検討

⑤再整備基本構想報告書の作成

⑥会議の出席及び議事録の作成

◇場 所

世田谷区喜多見5丁目27番14号

◇敷地面積

17,892.65㎡(現況)

◇施設の位置づけ・制限

都市公園法第2条に基づく公園施設

◇都市計画等による制限

市街化区域・準防火地域・第1種高度地区・第2種風致地区・地区計画区域・地区街づくり計画区域・第1種低層住居専用地域・建ぺい率50%・容積率100%・絶対高さ10m・敷地規模の最低限度80㎡・道路斜線・北側斜線・日影規制・緑化地域・都市計画公園(次大夫堀緑地)・埋蔵文化財包蔵地・土地区画整理事業を施行すべき区域・景観計画区域

(4) 履行期間

契約締結の日から平成31年3月31日まで(予定)

(5) 今後の工程予定

平成30年度 基本構想

平成31年度 基本設計・実施設計・一部改修工事

平成32年度以降 改修工事等

2 プロポーザル方式を採用する具体的理由

今回の設計にあたっては、次大夫堀公園民家園が公園施設、文化財施設であるという条件の中で、これまでの民家園運営の課題を踏まえた設計とするための知識や技術、経験が必要である。

こうした状況に適切に対応するためには、文化財に関する十分な知識を有し、基本構想に反映させる能力を持った設計事業者を選定する必要がある。

このような本委託業務を遂行する能力・資質の優れた事業者を契約相手方とするには、その目的又は性質から競争入札によりがたいことから、プロポーザル方式が最適であるため、プロポーザル方式を採用する。

3 参加資格

事業者の募集は、次の参加資格要件を満たす者を公募する。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当しない者であること、及び同条第 2 項による措置を現に受けていない者であること。
- (2) 世田谷区から指名停止（入札禁止）を受けている期間中でないこと。
- (3) 市区町村または都道府県の指定文化財もしくは国重要文化財あるいは国宝（すべて建造物に限る）の移築・復原の設計業務に主体的に携わったことがあること。
- (4) 都道府県税・市町村民税に滞納がないこと。

4 手続き等

(1) 募集要領の交付期間並びに交付場所及び方法

- ①期間 平成 30 年 5 月 15 日（火）から平成 30 年 5 月 22 日（火）まで
土曜、日曜、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）
- ②場所 区ホームページ及び下記「10 担当課」と同じ
- ③方法 区ホームページからのダウンロードまたは下記「10 担当課」の窓口で配布

(2) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ①期限 平成 30 年 5 月 22 日（火）まで
土曜、日曜、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）
- ②場所 下記「10 担当課」と同じ
- ③方法 持参または郵送（締切日必着）※郵送は書留郵便に限る

(3) 1 次提案書の提出期限、提出場所及び方法

- ①日時 平成 30 年 6 月 5 日（火）まで
土曜、日曜を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）
- ②場所 下記「10 担当課」と同じ ※郵送は書留郵便に限る
- ③方法 持参または郵送（締切日必着）

(4) 2 次提案書の提出期間、提出場所及び方法

- ①日時 平成 30 年 6 月 22 日（金）～7 月 6 日（金）
午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）
- ②場所 下記「10 担当課」と同じ
- ③方法 持参または郵送（締切日必着）※郵送は書留郵便に限る

(5) 2 次提案書の業者ヒアリング

- ①日時 平成 30 年 7 月 17 日（火）頃予定
- ②場所 未定

5 1次提案書の提出者を選定する基準

本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

6 2次提案書の提出者を選定するための評価基準（1次審査）

- (1) 今後の民家園に求められるもの
- (2) 環境への配慮及びコスト削減に対する取組み実績
- (3) 民家園と地域のかかわり

7 契約交渉対象事業者を選定するための評価基準（2次審査）

2次審査の対象となった事業者に別途内容を通知する。

8 審査結果の通知期日及び方法

(1) 1次審査結果

平成30年6月14日（木）までに、メールにて通知する。

なお、通知の原本は、別途郵送する。

(2) 2次審査結果

平成30年7月（予定）に郵送にて通知する。

9 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との
随意契約により締結する予定の有無

有（次大夫堀公園民家園再整備工事に伴う基本設計業務委託）

（次大夫堀公園民家園再整備工事に伴う実施設計業務委託）

（次大夫堀公園民家園再整備工事の工事監理業務）

※基本構想の手法および契約の履行状況等により、随意契約を締結しない場合がある。

※本件にかかる予算が区議会で議決を得ることを条件とする。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口

下記「10 担当課」に同じ。

(6) 提案書の提出後に上記3の参加資格に該当しないこととなった者は、提案書審査
及び契約交渉の対象としない。

(7) 本件について、参加表明を行った者の商号・名称及び提案書の採点結果を区のホ
ームページ等で公表することがある。

10 担当課

世田谷区生涯学習部生涯学習・地域学校連携課文化財係
〒154-8504 東京都世田谷区世田谷 4 丁目 21 番 27 号
電話番号 03-5432-2726 ファクシミリ番号 03-5432-3039